

# 入札制度説明会

## 平成29年度の入札制度について

- ・ 建設工事に関すること（5項目） …………… 2
- ・ 建設コンサル等業務に関すること（2項目） …………… 17
- ・ 共通事項（2項目） …………… 23
- ・ 入札の留意事項 …………… 別紙

平成29年3月27日（月）



総務部 契約検査課



- 1 -

### 建設工事に関すること

1. 等級別格付認定基準について【確認事項】 …… 3
2. 工事別発注基準について【確認事項】 …… 5
3. 市内営業所(本社を除く)に係る  
入札参加条件について【方針】 …… 6
4. 予定価格等のランダム係数の範囲について【改正】 …… 7
5. 現場代理人の取扱いについて【新規】 …… 9



- 2 -

# 1. 等級別格付認定基準について【確認事項】



## ○ 平成29年度の等級別格付認定基準

平成29年度の等級別格付認定は、以下のとおりとします。

H28と同様

工事の種類	格付区分			
	等級	総合数値 備考2)	年間平均完成工事高	技術者数
土木一式工事	A	740点以上	100,000千円以上	1級2名以上
	B	640～739点	30,000千円以上	2名以上 備考1)
	C	639点以下	—	—
建築一式工事	A	700点以上	50,000千円以上	1級2名以上
	B	540～699点	25,000千円以上	2名以上 備考1)
	C	539点以下	—	—

備考 1) 建設業法第7条第2号イロハ又は建設業法第15条第2号イロハに該当する者。

2) 格付基準の総合数値は、次頁に掲げる「客観的審査事項」の審査点数と「主観的審査事項」の審査点数を合わせた数値となります。

# 1. 等級別格付認定基準について【確認事項】



## ○ 総合数値（客観的審査事項・主観的審査事項）

H28と同様

総合数値は客観的審査事項と主観的審査事項を合わせた数値となります。

**総合数値 = 客観的審査事項 + 主観的審査事項**

### 客観的審査事項

建設業法第27条の23第3項に基づく経営事項審査結果の「総合評定値」です。

### 主観的審査事項

雲仙市では、以下5つの事項を主観的審査事項としています。

**ア 特定建設業の認定の有無 10点**

※認証の範囲に係る工事に付与する。

**イ 信用度 100点を限度に減点**

**ウ 消防団への加入 最高30点**

※1人:10点 2人:15点 3人:20点 4人:25点 5人以上:30点

**エ 障害者雇用 10点**

※市内在住の障害者を1名以上常時雇用している建設会社

ウ、エについては  
2月上旬に調査を  
行ないました。

**オ 工事成績評定点 -40～40点**

・基準日（毎年3月31日）の前年1月1日から12月31日までの1年間で、完成検査を行った工事の工事成績評定点を、建設会社ごとに工種別に平均点を算出し、下表のとおり付与点として加える。

成績区分	60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上
付与点	-40	-20	0	20	40

## 2. 工事別発注基準について【確認事項】



### ○ 平成29年度の工事別発注基準

平成29年度の工事別発注基準は、以下のとおりとします。

H28と同様

工事の種類	等級	請負対象額	
土木一式工事	A	20,000千円以上	
	B	5,000千円以上	20,000千円未満
	C	5,000千円未満	
建築一式工事	A	25,000千円以上	
	B	5,000千円以上	25,000千円未満
	C	5,000千円未満	

- 5 -

## 3. 市内営業所(本社を除く)に係る入札参加条件について【方針】



### ○ 市内営業所(本社を除く)に係る入札参加条件について

平成27年度の施政方針を踏まえ、「市内建設業の育成」、「適正な条件設定のもとでの競争性・公平性の確保」を基本原則としつつ、雇用の確保及び拡大に寄与できる入札制度とすべく、これまでどおり**市内本社を基本としながら、雇用面で市に貢献のある市内営業所について、一定の制限のもとでの入札参加条件を試行しています。**

#### ①平成25年度以降

平成25年度以降は、市内本社への発注を基本とする。

但し、競争性確保の観点から、市内営業所(本社を除く)、市外の営業所へと拡大する場合がある。なおその際、雲仙市内の営業所設置年数、市民の常勤雇用従業員数等を考慮する場合もある。



#### ○平成27年度より試行

上記①を基本として、市内営業所の入札参加条件を次のとおり試行する。

平成27年度中に公告する**制限付一般競争入札において、建築一式工事を除く全ての工種の入札のうち、2件まで入札に参加できる条件**とする。

ただし、1件目の入札において落札をした者は、当該年度中は他の入札に参加できないものとし、同日に開札を行う入札に、2件の入札参加はできないものとする。(同日開札日の入札に1件の入札参加とする。)

なお、JV工事等の特殊な入札においては、本条件によらない場合がある。



#### ○平成29年度 試行を継続

- 6 -

## 4. 予定価格等のランダム係数の範囲について【改正】



### ○ 最低制限設計価格・ランダム係数（事前・公開）の範囲

**最低制限基本価格 = 最低制限設計価格 × ランダム係数（事前）**  
**最低制限価格 = 最低制限基本価格 × ランダム係数（公開）**

○ **最低制限設計価格** 競争入札に係る建設工事に最低制限設計価格を導入します。

区 分		現 行 (平成28年度まで)	改 正 (平成29年度から)
建設工事	土木工事、建築工事 等	な し	設計金額の 90%
	建築関連の搬送設備工事 及び 解体工事		設計金額の 80%

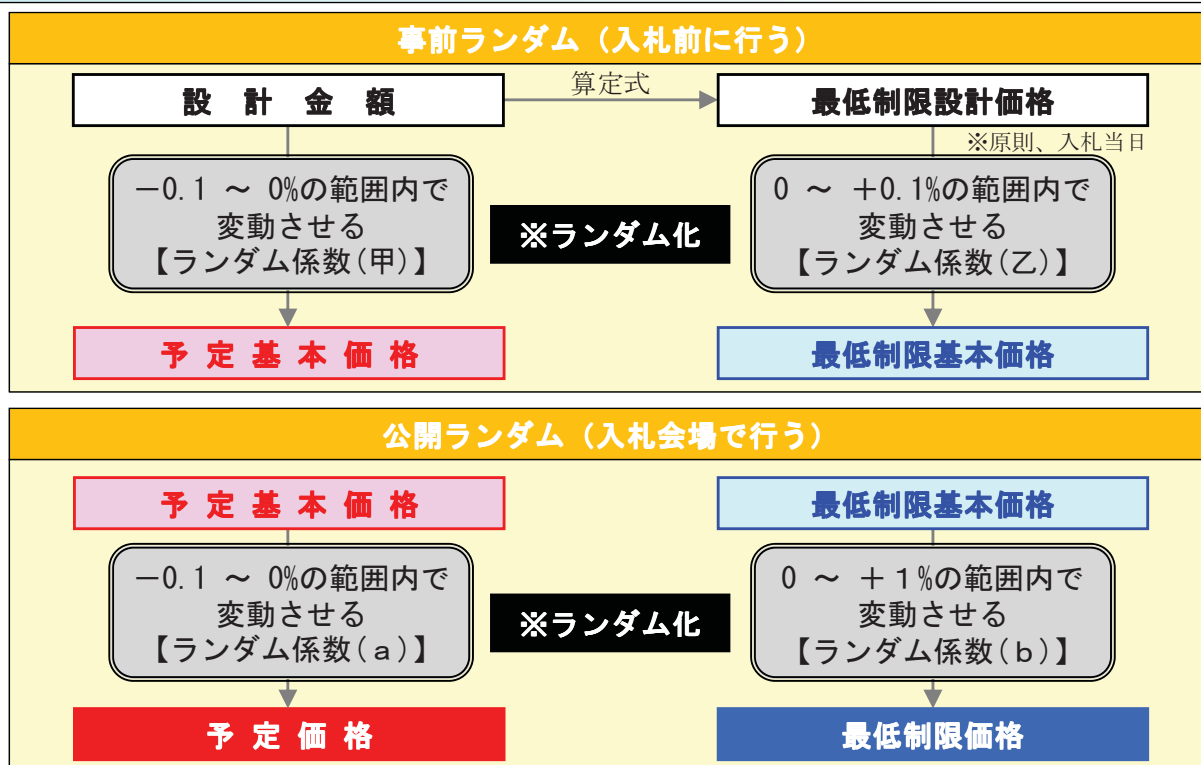
### ○ ランダム係数（事前・公開）の範囲

区 分	ランダム係数の種類		現 行 (平成28年度まで)	改 正 (平成29年度から)
建設工事	事前	ランダム係数(甲)	非公表	-0.1 ~ 0.0%
		ランダム係数(乙)	非公表	0.0 ~ 0.1%
	公開	ランダム係数(a)	-0.1 ~ 0.0%	-0.1 ~ 0.0%
		ランダム係数(b)	-0.5 ~ 0.5%	0.0 ~ 1.0%

## 4. 予定価格等のランダム係数の範囲について【改正】



### ○ 予定価格等の算出イメージ



### ○ 適用日

平成29年4月1日以後に入札を公告し、  
又は入札の執行を通知する建設工事から適用します。 8

## 5. 現場代理人の取扱いについて【新規】



### ○ 現場代理人の常駐を要しない場合

**対 象** 雲仙市が発注する工事

#### 現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされていますが、以下のア～オのいずれかの要件を満たす場合は、雲仙市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとします。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- イ 契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間（工事中止通知書に示す中止期間）。
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- エ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
- オ 建設業法第26条第3項の規定に該当しない工事（配置技術者の専任が必要とされない工事）で、監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。

※配置技術者の専任が必要とされない工事とは、1件の請負代金額が3,500万円未満（建築一式7,000万円未満）のものです。

- 9 -

現場代理人の常駐義務の緩和により、配置技術者の専任義務が緩和されるものではありません

## 5. 現場代理人の取扱いについて【新規】



### ○ 現場代理人の常駐を要しない場合 監督職員への報告・承諾

#### 監督職員への報告・承諾

#### ○ 前頁ア～エ 現場施工を行なわない期間

現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事の作業員として従事することが可能ですが、計画工程表等により作業等を行なわない期間を明確にしておいて下さい。

なお、作業を行なわない期間を変更した場合は、変更の計画工程表や工事打合せ簿等により、その期間を監督職員に報告して下さい。

#### ○ 前頁オ 監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合

この場合は、特段の報告は必要ありません。

※「オ」が適用されるのは、配置技術者の専任が必要とされない工事です。（1件の請負代金額が3,500万円未満（建築一式7,000万円未満））

- 10 -

## 5. 現場代理人の取扱いについて【新規】



○ **他工事**と現場代理人が**兼務**できる場合 1/4

### 現場代理人を兼務できる条件

原則として、現場代理人は、1つの工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされていますが、以下の条件及びア～ウ（12～14ページ）を満たす場合は、現場代理人は他の工事と兼務することができるものとします。

ただし、工事現場の運営、取締りに支障が生じたこと等により、監督職員が現場代理人の兼務が不相当と認めた場合は、兼務を取り消します。

### 【現場代理人を兼務できる条件】

- ・監督職員の求めに応じて、工事現場に速やかに向かう等の適切な対応を行うこと。
- ・現場代理人は、兼務するいずれかの現場に常駐することを原則とし、1日に1回以上、兼務する全ての工事現場を巡回し、その運営、取締りを行うこと。

- 11 -

## 5. 現場代理人の取扱いについて【新規】



○ **他工事**と現場代理人が**兼務**できる場合 2/4

### ア 密接な関係のある工事

市内の公共工事（発注者が国又は県等の場合を含む）において、「①同一の建設業者」が「②同一の場所又は隣接する地区（雲仙市発注工事以外と兼務する場合は10km程度以内）」で「③密接な関係のある二以上の工事」を施工する場合

ただし、各々が建設業法第26条第3項の規定に該当しない工事（配置技術者の専任が必要とされない工事）であること。

兼務できる工事の件数は、原則2件までとする（主たる工事を除く）。

### ア 密接な関係のある工事のイメージ



- 12 -

## 5. 現場代理人の取扱いについて【新規】



○ **他工事**と現場代理人が**兼務**できる場合 3/4

### イ 一体性が認められる工事（随意契約）

雲仙市が発注する工事において、「①同一の建設業者」と締結する「②契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事」であって、「③それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）」場合。

兼務できる工事の件数に制限は設けていません。

### イ 一体性が認められる工事（随意契約）のイメージ

①同一の建設業者



②工期の重複



③一体性が認められる工事

**当初の工事**  
 請負代金額 5,000万円  
 下請総額 3,000万円  
 非専任の「主任」技術者

**追加工事（随契）**  
 請負代金額 3,000万円  
 下請総額 2,000万円  
 非専任の「主任」技術者

一つの工事とみなす

**一体の工事（当初+随契）**  
 請負代金額 8,000万円  
 下請総額 5,000万円  
 専任の「監理」技術者

一般建設業の許可

一般建設業の許可

特定建設業の許可

※上記は建築一式以外の建設工事の例 - 13 -

## 5. 現場代理人の取扱いについて【新規】



○ **他工事**と現場代理人が**兼務**できる場合 4/4

### ウ 設計金額500万円未満の災害復旧工事

雲仙市が発注する工事において、「①同一の建設業者」が「②同一の場所又は隣接する地区」で「③建設業法第26条第3項の規定に該当しない工事（配置技術者の専任が必要とされない工事）」と設計金額が500万円未満の災害復旧工事を施工する場合

ただし、兼務できる災害復旧工事の件数は、原則2件までとする（主たる工事を除く）。

### ウ 設計金額500万円未満の災害復旧工事のイメージ

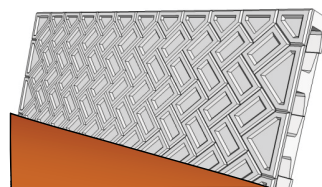
配置技術者の専任が必要とされない工事

※災害復旧工事でもよい  
 ※工種は問わない

設計金額が500万円未満の災害復旧工事

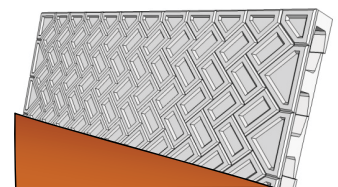


雲仙市の発注工事



災害復旧工事A

+



災害復旧工事B

# 5. 現場代理人の取扱いについて【新規】



○ **他工事**と現場代理人が**兼務**できる場合 監督職員への報告・承諾

## 監督職員への報告・承諾

### ア 密接な関係のある工事

12 ページ

現場代理人兼務承諾協議書（様式1）により、「密接な関連がある工事」であることの承諾を得た後、本紙の写しを現場代理人決定通知書に添付し、提出して下さい。

また、雲仙市以外の発注機関の公共工事と兼務する場合は、他発注機関から現場代理人兼務承諾書（様式2）により承諾を得た後、本紙の写しを現場代理人決定通知書に添付し、提出して下さい。

### イ 一体性が認められる工事（随意契約）

13 ページ

この場合は、特段の報告は必要ありません。

### ウ 設計金額500万円未満の災害復旧工事

14 ページ

現場代理人を兼務する旨を現場代理人決定通知書に記載し、提出して下さい。

**様式1、様式2及び現場代理人決定通知書は  
雲仙市ホームページからダウンロードしてご利用下さい。**

○ **適用日** 平成29年4月1日以降に適用します。

# 5. 現場代理人の取扱いについて【新規】



○ **他工事**と現場代理人が**兼務**できる場合 監督職員への報告・承諾

## 現場代理人兼務承諾協議書（様式1）

## 現場代理人兼務承諾書（様式2）

雲仙市長 様  
受注者 住所 氏名

現場代理人兼務承諾書  
受注者 様 他工事発注機関名

雲仙市が発注した工事について、弊社が受注している他工事と現場代理人を兼務したいため、「現場代理人の取扱いについて」の規定に基づき、下記の通り兼務について承諾願います。

下記工事について現場代理人が兼務することを承諾します。

なお、下記の者が前記取扱いに規定されている全ての要件を満たしていることを誓約いたします。

記

現場代理人の氏名		(フリガナ)
当該工事 (雲仙市)	工事番号	
	工事名	
他工事	工事場所	雲仙市 町
	発注機関	
	工事番号	
	工事名	
	工事場所	雲仙市 町
	請負代金額	年 月 日～ 年 月 日
	工事概要	
当該工事現場との距離		k m

現場代理人の氏名		(フリガナ)
当該工事	工事番号	
	工事名	
他工事 (雲仙市)	工事場所	雲仙市 町
	発注機関	雲仙市 部 課
	工事番号	
	工事名	
	工事場所	雲仙市 町
	請負代金額	年 月 日～ 年 月 日
	工事概要	
当該工事現場との距離		k m

※発注機関が雲仙市以外の場合、現場代理人兼務承諾書（様式2）を添付すること。  
※「密接な関連がある」ことを判断できる資料（図面等）を添付すること。

上記について、  
承諾します。  
ただし、「現場代理人の取扱いについて」の2. ①の他工事と現場代理人が兼務できる条件を遵守すること。現場代理人の兼務が不適当と認めた場合は、兼務を取り消すものとします。  
承諾しません。上記とは別の者の配置をお願いします。

**現場代理人決定通知書も  
一部変更しています。**

年 月 日  
様  
雲仙市長 印

**【建設コンサルタント等業務に関すること】**

- 6. 最低制限価格の設定について【新規】 …………… 19**  
**7. 設計違算に関する事務取扱要領の適用について【新規】 …… 21**



(空白)

## 6. 最低制限価格の設定について【新規】



○ 最低制限設計価格・ランダム係数の範囲

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限設計価格} \times \text{ランダム係数}$$

○ 最低制限設計価格

競争入札に係る建設コンサルタント等業務に最低制限設計価格を導入します。

区 分		現 行 (平成28年度まで)	改 正 (平成29年度から)
建設コンサルタント等 業 務	全 て	な し ※最低制限価格もなし	設計金額の75%

○ ランダム係数の範囲

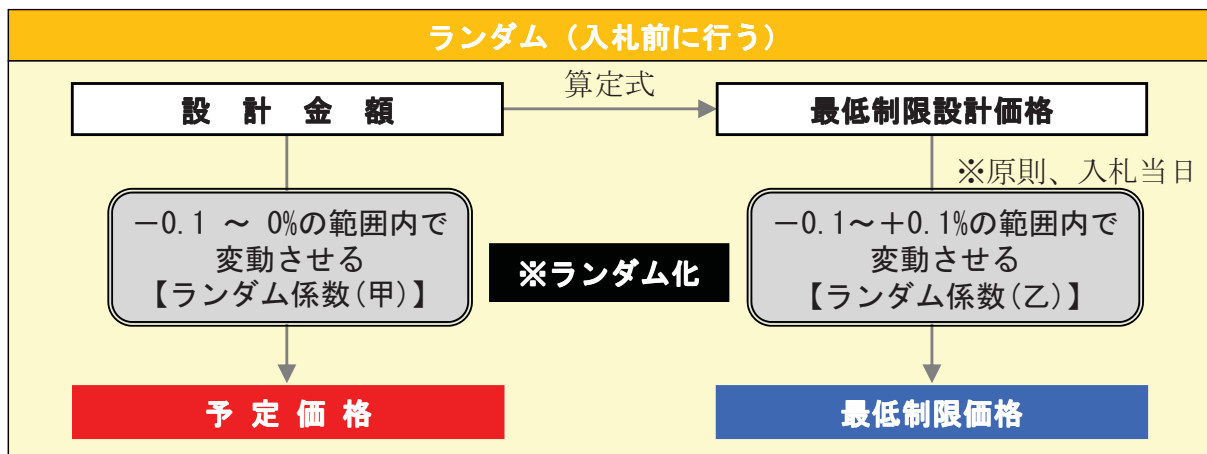
区 分	ランダム係数の種類	現 行 (平成28年度まで)	改 正 (平成29年度から)
建設コンサルタント等 業 務	ランダム係数(甲)	な し	-0.1 ~ 0.0%
	ランダム係数(乙)	な し	-0.1 ~ 0.1%

- 19 -

## 6. 最低制限価格の設定について【新規】



○ 予定価格等の算出イメージ



○ 適用日

平成29年4月1日以後に入札を公告し、  
又は入札の執行を通知する建設コンサルタント等業務から適用します。

### ※パソコンによるランダム化について

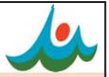
予定価格はランダム係数(甲)、最低制限価格はランダム係数(乙)を使用します。

ランダム係数

暗号化などのセキュリティ強化に使われる「乱数」を利用して決定しています。  
100万通りの値の中から無作為に抽出されるので予測不可能です。

- 20 -

## 7. 設計違算に関する事務取扱要領の適用について【新規】



### ○ 本制度の概要

#### ○ 本要領の概要

本要領は、開札から開札日の翌日の正午まで、入札参加者から「設計違算に関する疑義の申立て」を行なうことができる期間とするなど、雲仙市の積算に違算のあった場合の取り扱いを規定したものです。本制度の適用範囲を平成29年度から以下のとおり拡大します。

#### ○ 疑義申立制度の適用範囲

現行(平成28年度まで)	改正(平成29年度から)
一般競争入札により発注する建設工事 (設計金額500万円以上)	<b>設計金額500万円以上の 建設工事 及び 建設コンサルタント等業務</b>

#### ○ 疑義申立期間の例

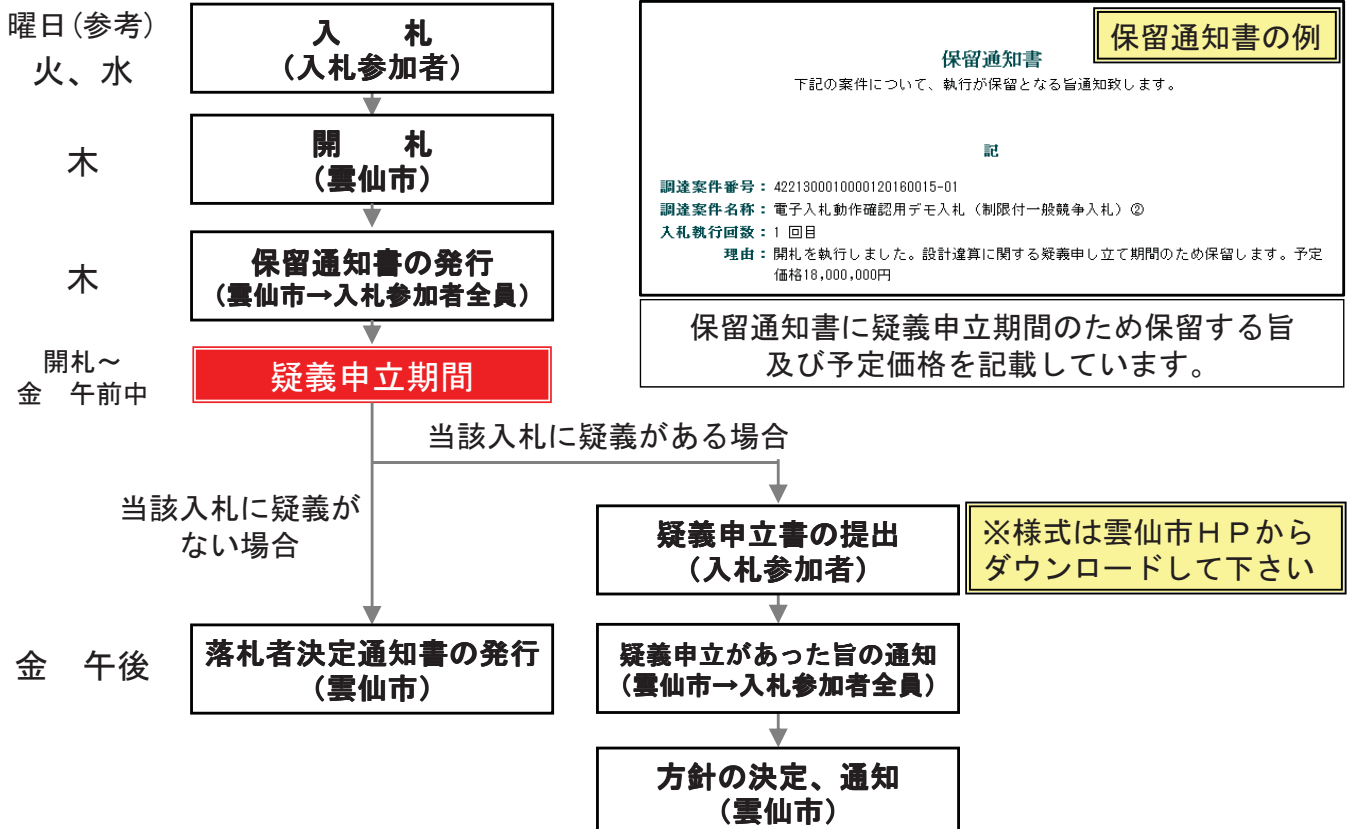
曜日 (参考)	午前	午後
火	電子入札応札期間	
水	電子入札応札期間	
木	開 札	<b>疑義申立期間</b>
金	<b>疑義申立期間</b>	落札者(候補)決定

開札を行った後から  
翌日の午前中は  
疑義申立期間となります

## 7. 設計違算に関する事務取扱要領の適用について【新規】



### ○ 本制度の流れ



## 共 通 事 項

8. 電子入札システムによる指名競争入札の  
連絡方法について【改正】 …… 25
9. 契約書の一部改正について【改正】 …………… 29

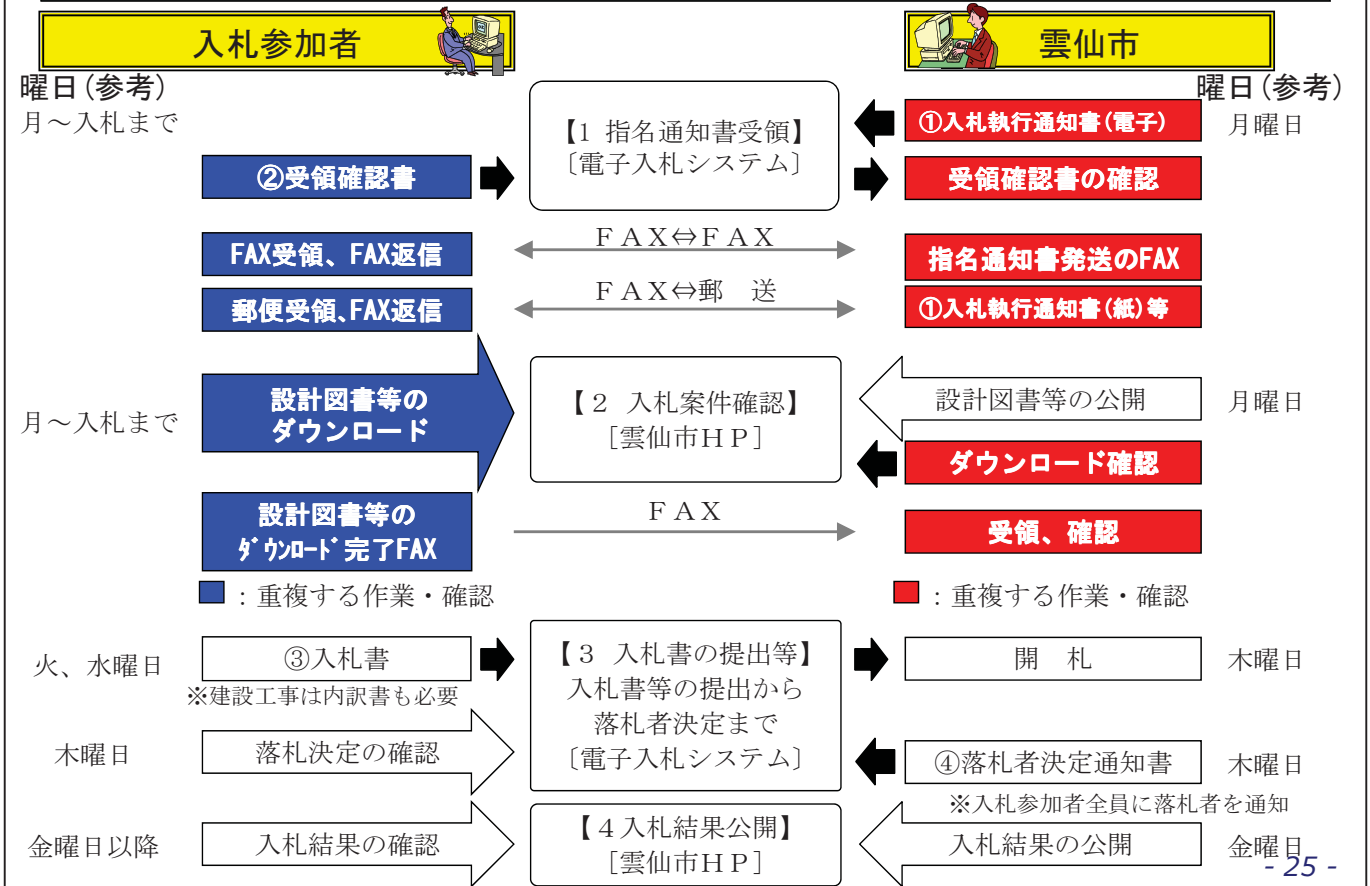


(空白)

## 8. 電子入札システムによる指名競争入札の連絡方法について【改正】



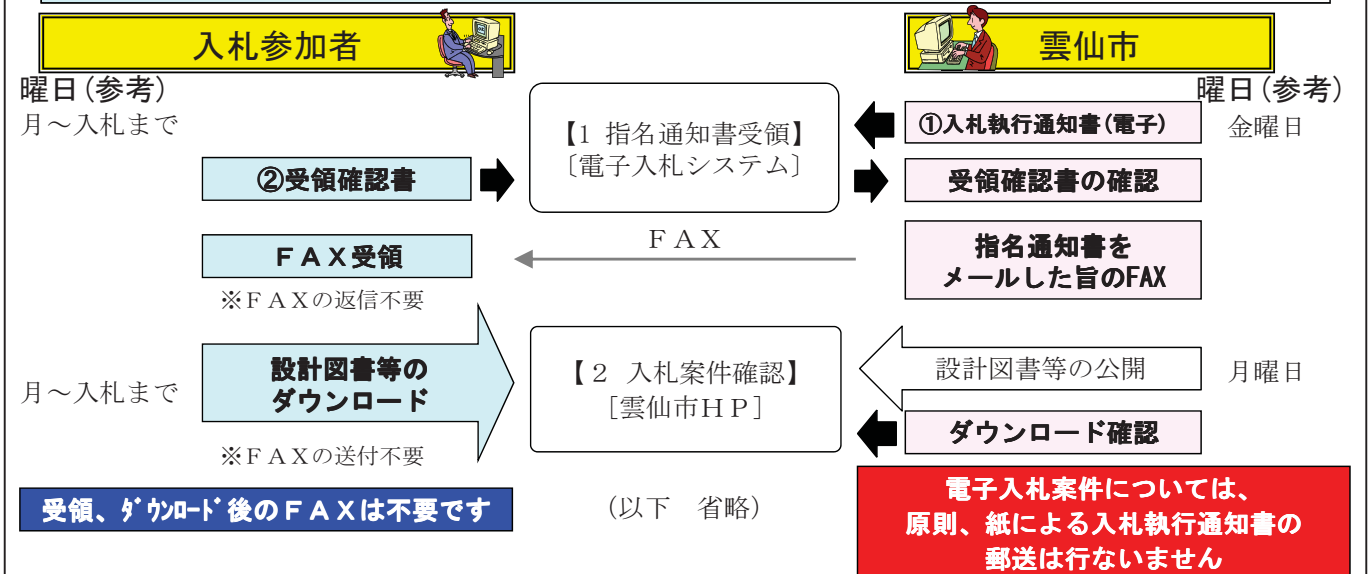
### ○ 平成28年度までの電子入札システムによる指名競争入札の流れ



## 8. 電子入札システムによる指名競争入札の連絡方法について【改正】



### ○ 平成29年度からの電子入札システムによる指名競争入札の流れ



#### ～ 確認事項 ～

- ・ 電子メール確認後、速やかに電子入札システムで受領確認書の提出を行って下さい。  
(受領確認書が提出されていない場合、雲仙市から確認の電話をいたします)  
※電子入札システムの連絡先メールアドレスに誤りが無いか再確認をお願いします。
- ・ 設計図書等は入札参加者各自で雲仙市HPからダウンロードして下さい。  
※各自でダウンロードせず、他社からもらう等の対応をした場合、ダウンロードしていない方は入札に参加できません。

## 8. 電子入札システムによる指名競争入札の連絡方法について【改正】



### ○ 受領確認書の提出方法（確認）

#### ① 調達案件一覧画面を開く

## 8. 電子入札システムによる指名競争入札の連絡方法について【改正】



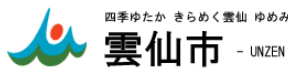
### ○ 受領確認書の提出方法（確認）

# 9. 契約書の一部改正について【改正】



## ○ 建設工事請負契約書等の一部変更

平成29年4月1日以降に契約する建設工事、建設コンサルタント等業務において、契約書の一部を改正しましたので、**必ず最新版を雲仙市ホームページからダウンロードして下さい。**



HOME > 産業・ビジネス > 入札・契約情報 > 様式・書式・契約書 > 2. 契約書

- 市政情報
- 観光
- 暮らし・手続き
- 健康・福祉
- 子育て・学び
- 施設・まち案内
- 産業・ビジネス

HOME > 産業・ビジネス > 入札・契約情報 > 様式・書式・契約書 > 2. 契約書

### 入札・契約情報

- 制限付一般競争入札公告**  
現在、公告情報はありません。  
(平成29年3月22日現在)
- 指名競争入札情報**  
現在、指名競争入札情報は  
ありません。  
(平成29年3月22日現在)
- 電子入札関係**
- [発注見直し・入札結果の公表](#)

### 2. 契約書

平成29年度の契約書約款については以下のとおりとします。

分類	名称	説明
工事関係	H29建設工事請負契約書(DOC ファイル:191KB)	H29.4.1から適用
	H29工事請書(DOC ファイル:43KB)	H29.4.1から適用
	<a href="#">変更請書(課税業者用)</a> (ワードパッドドキュメント:38.9KB)	
	<a href="#">変更請書(免税業者用)</a> (ワードパッドドキュメント:39.4KB)	
建設工事に係る 業務委託	H29土木設計(測量・調査)業務等委託契約書(DOC ファイル:114.2KB)	H29.4.1から適用
	H29建築設計業務委託契約書(DOC ファイル:126KB)	H29.4.1から適用
	H29建築工事監理業務委託契約書(DOC ファイル:99.8KB)	H29.4.1から適用
	H29業務請書(DOC ファイル:44.5KB)	H29.4.1から適用



(空白)